

様式第1号（第5条関係）



令和 3 年 4 月 1 日

笠岡市長 殿

所 在 地	笠岡市有田948-1
協 議 会 名	陶山地区みんなが輝くまちづくり協議会
協 議 会 長 名	会長 樋上 清

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,106,000 円

【添付書類】

- (1) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号）
- (2) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号）
- (3) 事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- (4) まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- (5) その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 陶山地区みんなが輝くまちづくり協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	総会（書面会議）	令和3年4月6日（火）～12日（月）	
	理事会（定例）	毎月第1水曜日	
	評議員会	令和3年10月下旬、令和4年3月下旬	
	監事会	令和3年4月3日（土）	
活動費の 活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	陶山地区まちづくり計画の推進	【目的】 陶山地区まちづくり計画の取り組みを推進する	継続事業については時代や住民ニーズに沿っているか検証する 新規事業については関係団体に働きかけ実現を目指す
		【効果】 陶山地区のまちづくり活動を積極的に進めることで目指す陶山の姿を実現させる	
	交通安全啓発	【目的】 地区民、特に高齢者に対し重点的に交通安全の啓発活動を行う	高齢者運転マークを配布する。 交通安全講習を開催する。
		【効果】 啓発活動を行うことで、交通事故の減少に寄与する	
	公共交通問題の研究	【目的】 少子高齢化の進展に伴い、縮小する公共交通の対応策の研究を進める。	地域住民のニーズのアンケートを分析して対策を検討する。
		【効果】縮小する公共交通の対策を見い出す。	
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
【効果】			
	【目的】		
	【効果】		
	【目的】		
	【効果】		

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 陶山地区みんなが輝くまちづくり協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,106,000	
その他収入	0	
計	1,106,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	798,900	会長10,000円×12ヶ月=120,000円, 事務員/定時930円×3時間×190日=530,100円/時間外930円×160時間=148,800円
賃借料		
光熱水費	106,000	電気代6,000円×10ヶ月, 電気代6,200円×2ヶ月(夏), 水道代2,200円×6回, 汲取り代3,400円×6回
運営費	153,830	
消耗品費	67,294	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	3,500	〃
印刷製本費	20,000	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	61,536	〃
手数料	1,500	〃
使用料及び賃借料	0	〃
	0	〃
	0	〃
活動費	47,270	
陶山地区まちづくり計画の推進	30,000	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
交通安全啓発	12,620	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
公共交通問題の研究	4,650	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1,106,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運營費積算

計	153,830	円
---	---------	---

消耗品費

内 容	金 額	積 算
トナーカートリッジ	38,060	19,030円×2本
プリンターインク代	6,800	6,800円×1箱
事務用品	14,834	用紙380円×20冊、ファイル1000円×1、ボールペン、鉛筆、セロテープ、のり、手帳等（前年度実績約10,000円）
蛍光灯	1,600	800円×2本
衛生用品	4,000	トイレトペーパー500円×3、消毒液500円×2、除菌シート300円×4、トイレ用洗剤300円×1
台所用品	2,000	タオル100円×10枚、布巾100円×6枚、台所用洗剤100円×1本、キッチンバック300円×1箱
計	67,294	

食糧費

内 容	金 額	積 算
飲料費	3,500	諸会議使用（インスタントコーヒー500円×7袋＝3,500円）
計	3,500	

印刷製本費

内 容	金 額	積 算
資料印刷・コピー代	20,000	総会資料、評議員会資料、理事会議事録等（前年度実績約18,000円）
計	20,000	

修繕料

内 容	金 額	積 算
計	0	

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
事務所インターネット接続料	26,136	2,178円×12ヶ月＝26,136円
事務所電話代	20,400	1,700円×12ヶ月
郵送料	15,000	前年度実績13,624円
計	61,536	

手数料

内 容	金 額	積 算
笠岡市市民活動支援センター登録料	1,500	1団体登録料1500円/年
計	1,500	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

報償費

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible][illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

交通安全啓発

12,620

18

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

活動名 公共交通問題の研究

事業費計 4,650 円

報償費

内 容	金 額	積 算
計	0	

旅費

内 容	金 額	積 算
計	0	

需用費

内 容	金 額	積 算
アンケート結果印刷	2,750	1円×5頁×500部+50円×5枚=2,750円
用紙代	1,900	380円×5冊=1,900円
計	4,650	/

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

陶山地区みんなが輝くまちづくり協議会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この「陶山地区みんなが輝くまちづくり協議会」(以下「協議会」という。)は、平成20年10月に施行された「笠岡市自治基本条例」の考えに基づき、自治の基本は、陶山地区の住民が『自ら考え、自らの責任のもとに、自ら行動する』ことによって、陶山地区の輝くまちづくりを推進実現することを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 陶山地区に居住する人々の生きがいづくり
- (2) 地区住民のコミュニティの場づくり
- (3) 地産地消の推進
- (4) 地域の課題解決やまちづくりを行う地域組織づくり

(通称)

第3条 協議会の通称を「陶山まちづくり協議会」という。

(会員)

第4条 協議会の会員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 陶山地区に住所を有する全住民
- (2) 陶山地区で活動する、協議会が承認した各種団体及び法人
- (3) その他協議会が承認した者

(事務所の所在地)

第5条 協議会の事務所を、次の場所に置く。

岡山県笠岡市有田948番地1

第2章 役 員

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

理 事 若干名

監 事 2名

- 2 理事の内から1名を会長とし、2名を副会長とする。

(役員を選任)

第7条 理事の選任に関する規定は、別に定める。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選で選任し、総会の承認を得て決定する。
- 3 監事は、会員の中から理事会で選任し、総会の承認を得て決定する。監事は、理事、評議員、事務局員を兼任することは出来ない。

(役員任期および職務)

第8条 役員任期は1期2年とし、再選をさまたげない。ただし会長は最大3期(6年)までとするが、会長、

副会長以外の役職にとどまることはできる。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その任務及び業務を行うものとする。
- 3 会長の職務は、会議を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、職務を代理する。
- 5 理事は理事会に出席し、協議会の運営の審議、決定を行い、協議会全体の執行をつかさどる。
- 6 監事は協議会の会計および業務の監査を行う。

第3章 会 議

(総会)

第9条 総会は、会長の招集により最低年1回は開催する。

- 2 総会は、協議会の最高議決機関とする。
- 3 総会は、代議員をもって組織し、各地区の行政協力委員が代議員となる。
- 4 総会は、代議員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 議事は、出席代議員の過半数の賛成をもって議決する。
- 6 総会は、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 活動計画及び予算の決定に関する事項
 - (2) 活動報告及び決算の承認に関する事項
 - (3) 役員の選任に関する事項
 - (4) 規約の制定及び改廃に関する事項
 - (5) その他重要な事項

(専決処分)

第9条の2 前条第6項に規定する事項について次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、理事会の承認を得て専決処分することができる。

- (1) 特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がない場合
 - (2) 軽易な活動であり、その活動費が10万円以下である場合
- 2 前項の規定による処分をしたときは、速やかにこれを総会の構成員である代議員に文書で報告しなければならない。

(理事会)

第10条 理事会は、理事をもって組織する。

- 2 理事会は、会長が招集し、過半数の出席をもって成立し、議事は出席理事の過半数の賛成をもって決定する。
- 3 理事会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 評議員会に付議する事項
 - (3) 協議会全般の活動状況に関する事項
 - (4) 予算執行状況に関する事項
 - (5) 部会活動に関する事項

(6) その他協議会の運営に関する事項
(評議員会)

第11条 協議会の会員である各種団体・法人の意見を活動に反映するため、評議員会を設置する。

- 2 評議員は、別表第1に定める各種団体・法人の代表者又は代表者が推薦する者及び別表第2に定める者とする。
- 3 評議員会は、協議会の活動、予算の執行、その他業務の執行について役員に対して意見を述べ、役員から報告を受けることを任務とする。

第4章 部 会
(部会)

第12条 協議会に、部会を置く。

- 2 部会は、専門的事項を担当し、協議会の中心的運営にたずさわる。
- 3 部会は、陶山地区民はもとより地区外の人であっても、この協議会の趣旨に賛同する人をもって構成する。
- 4 部会は、理事会の承認を得て設置する。
- 5 部会に、代表者として部会長を置く。
- 6 部会は、活動の企画・立案を活動計画書にして、理事会の承認を得る。
- 7 部会は、前号の承認を得た後、予算の要求書を理事会に提出し、予算が成立した後活動を開始する。
- 8 部会長は、部会の活動中に理事会に出席し、活動状況を報告する。
- 9 部会は、活動を終了した後活動報告書を理事会に提出する。

第5章 事務局および職員
(事務局および職員)

第13条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局員を置き、会長が任免する。
- 3 事務局員に関する規定は、別に定める。

第6章 賃 金
(報酬・賃金)

第14条 会長に報酬を事務局員に賃金を支給する。

- 2 報酬・賃金の額については理事会にて決定する。

第7章 会計および決算
(会計および決算)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。

- 2 会計は、運営費、活動費、地元費及び部会会計に分けて経理を行う。
- 3 運営費及び活動費は市の交付金をもって経理を行うことを基本とする。

- 4 地元費は協議会の活動による収入または寄付金などをもって経理を行う。
- 5 部会会計は、部会ごとに経理を行う。

第8章 その他

(施行規則)

第16条 この規約の施行についての細則は、理事会において定める。

(顧問)

第17条 協議会に顧問を置くことができる。

附 則

この規約は、平成21年6月5日より施行する。

この規約は、平成23年6月26日に改正施行する。

この規約は、平成24年6月23日に改正施行する。

この規約は、平成25年6月23日に改正施行する。

この規約は、平成26年6月21日に改正施行する。

この規約は、平成27年6月20日に改正施行する。

この規約は、平成29年4月8日に改正施行する。

この規約は、平成30年4月7日に改正施行する。

この規約は、平成31年4月6日に改正施行する。

この規約は、令和2年4月13日に改正施行する。

この規約は、令和3年4月12日に改正施行する。

理事選任規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、陶山地区みんなが輝くまちづくり協議会規約第7条第1項の規定に基づき、理事の選任について必要な事項を定める。

(選出区分)

第2条 理事は、次の各項の中から選任する。

2 住民を代表するものとして、次の各号に定める者

- (1) 陶山地区行政協力委員長
- (2) 各地区行政協力委員代表(4名)

3 各種団体を代表するものとして、次の各号の団体の代表者又は代表者が推薦する者

- (1) 笠岡市陶山公民館
- (2) 陶山地区愛育委員協議会
- (3) 陶山地区栄養改善協議会
- (4) 陶山婦人会
- (5) 笠岡市消防団陶山分団
- (6) 笠岡市立陶山小学校PTA

4 まちづくり事業について学識経験を有する者

(総会の承認)

第3条 前条の規定により選任された理事は、総会で承認を得なければならない。

(補 充)

第4条 理事が任期中に、その資格を失った場合は理事を辞任したものとみなす。

第5条 理事が欠員になった場合は、第2条の区分に従い、再度選任する。

附則

この規則は、平成27年6月20日より施行する。

就 業 規 則

(目 的)

第1条 この規則は、陶山地区みんなが輝くまちづくり協議会規約第13条第3項の規定に基づき、事務局員の労働条件・服務規則・その他就業に関することを定める。

2 この規則に定めがないことについては、労働基準法その他の関係法令の定めるところによる。

(採 用)

第2条 協議会は、労働契約の締結に当たっては、就業希望者のうちから選考して採用する。

(服務規則)

第3条 事務局員は業務の正常な運営をはかるため、協議会の指示命令を守り、誠実に服務を遂行するほか、職場の清掃美化を心掛けるものとする。

(出勤日・時間)

第4条 出勤日及び時間は次のとおりとする。

(1) 週3日、青空市当日及びその他協議会が必要とした日とする。

(2) 就業時間は午前9時から12時までを原則とする。

(3) 年末年始の休日については別途協議する。

(年次有給休暇)

第5条 年次有給休暇は労働基準法に準じる。

6カ月以上継続して勤務したときは、次のとおり年次有給休暇を与える。(週3日勤務した場合)

6カ月 5日、1年6カ月 6日、3年6カ月 8日、4年6カ月 9日、

5年6カ月 10日、6年6カ月以上 11日

(賃 金)

第6条 賃金は時間給とし、次のとおり定める。

1時間 930円

県の最低賃金を上回る額とする。

2 賃金の計算日数は、当月1日より月末とする。

3 賃金の支払いは、翌月15日までに通貨で直接本人に支払う。

(その他)

第7条 この規則に疑義が生じたときは、本人と協議し理事会の承認を得る。

附則

この規則は、平成26年6月21日より施行する。

この規則は、令和3年1月13日に改正し、4月1日より施行する。

協議会が承認した各種団体及び法人

陶山地区愛育委員協議会
陶山地区栄養改善協議会
笠岡市立陶山小学校
笠岡市立陶山幼稚園
笠岡市立金浦中学校
笠岡市立陶山小学校PTA
笠岡市立陶山幼稚園PTA
笠岡市立金浦中学校PTA
笠岡市陶山公民館
笠岡市社会福祉協議会陶山支部
笠岡市消防団陶山分団
笠岡交通安全協会陶山支部
さくらの会
社会福祉法人敬業会
入田山彦会
有田友悠クラブ
押撫老人クラブ
篠坂長寿会
陶山婦人会
陶山民生委員児童委員協議会
晴れの国岡山農業協同組合女性部陶山支部
有田婦人防火クラブ
押撫婦人防火クラブ
篠坂婦人防火クラブ
入田婦人防火クラブ
有田地区自主防災会
押撫地区自主防災会
篠坂地区自主防災会
入田地区自主防災会

別表第1

笠岡市立陶山小学校
笠岡市立陶山幼稚園
笠岡市立金浦中学校
笠岡市立陶山幼稚園PTA
笠岡市立金浦中学校PTA
笠岡市社会福祉協議会陶山支部
笠岡交通安全協会陶山支部
さくらの会
社会福祉法人敬業会
入田山彦会
有田友悠クラブ
押撫老人クラブ
篠坂長寿会
晴れの国岡山農業協同組合女性部陶山支部
有田婦人防火クラブ
押撫婦人防火クラブ
篠坂婦人防火クラブ
入田婦人防火クラブ
有田地区自主防災会
押撫地区自主防災会
篠坂地区自主防災会
入田地区自主防災会

別表第2

保護司
民生委員・児童委員
主任児童委員

